

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属研究戦略室規則

平成26年1月1日 制定

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第15条第4項及び東京大学教養学部組織規則第17条第4項の規定に基づき、研究戦略室（以下「室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

(目的)

第2条 室は、本研究科における総合的な研究戦略の企画、立案、研究基盤の整備及び研究活動支援を行い、研究力の強化を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 室は、次に掲げる事項の業務を行う。

- (1) 外部研究資金について情報収集を行うとともに、研究科あるいは専攻に関わる研究資金の獲得に関すること。
- (2) 広報、アウトリーチ、産学連携などの活動に関すること。
- (3) その他、研究科長が必要と認める業務を行う。

(組織)

第4条 室に、室長、副室長、リサーチ・アドミニストレーター及び室員若干名を置く。

- 2 室長は、本研究科専任教員から研究科長が指名する。
- 3 室長は、室の管理・運営を統括する。
- 4 室長の任期は、2年間とする。
- 5 副室長は、必要に応じて本研究科専任教員から室長が指名する。
- 6 副室長は、室長の職責遂行補佐を行なう。

(庶務)

第5条 室に関する庶務は、経理課研究支援係が担当する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行によって最初に指名される室長の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。